

各位

平成 18 年 5 月 2 日
株式会社ベネフィットジャパン
代表取締役社長 佐久間 寛

問合せ先 取締役管理本部長
永田 正太郎
T E L 06 - 6258 - 7770

内部統制システム構築に関する基本方針について

当社は、平成 18 年 5 月 2 日開催の取締役会において、内部統制システム構築に関する基本方針に関し、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 取締役および使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるよう「コンプライアンス行動指針」を定める。また、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、コンプライアンスの確保、資産の保全という統制目的を達成するため「コンプライアンス委員会」を設置し、企業統制体制上の重要な問題を審議するとともにコンプライアンス体制の向上を図り、啓蒙活動を実施する。

内部監査部門は、内部監査規程に基づき、業務ラインから独立した立場で法令、定款、及び社内規程の遵守状況、職務執行の妥当性等につき定期的に内部監査を行い、問題事例の発生時にはその解決のため、助言・指導・是正勧告すると共にコンプライアンス委員会へ報告するものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については「文書管理規程」に基づき、適切かつ容易に検索が可能な状態で保存管理し・定められた保存期間に応じて閲覧可能な状態を維持する。

3. 損失の危機の管理に対する規程その他の体制

「リスク管理規程」により事業上のリスク管理に関する基本方針を定め、この基本方針に沿ったリスク管理体制を整備、構築することとする。

事業上のリスクとして、信用リスク、法務リスク、事務リスク、システムリスク、コンプライアンスリスク、情報関連リスク等を認識し、個々のリスクに対応する社内規程・マニュアルの整備・見直しを行うこととする。またリスク把握及び管理する責任者についての体制を整えるものとする。

4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

企業価値向上の為の成長戦略として、企業理念を機軸に制定した中期事業計画、および年次事業計画に基づき、目標達成のために活動する。

取締役の職務執行が効率的に行われる事を確保するための体制として、取締役会を月に1度以上開催するほか、臨時もしくは緊急時にも不定期に開催する。

当社は、複数の事業本部が事業領域を分担し、経営を行う事業本部制を採用し、事業本部長は、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程、稟議規程等に基づき付与された権限及び設定された経営計画に基づき効率的な経営を行う。

5.当社及び当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

現時点で当社は単体企業であり、子会社等企業グループを形成していないが、子会社等の設立により企業グループを形成した際は次のような体制を構築する。

当社グループ会社は、共通の企業理念と行動指針の基、当社と同様に内部統制の実効性を高める施策を実施すると共に、必要に応じてグループ各社への指導・支援を行うものとする。

当社グループ会社の管理については、関係会社管理規程を定めて管理する体制とする。

当社グループ会社の業務監査についても、当社が定期的実施する体制をとるものとする。

6.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現時点では、監査役の職務補助する使用人を設置しないが、監査役が求めた場合には、速やかに設置する。

7.前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

現時点では、監査役の職務補助する使用人を設置しないが、監査役の求めに応じ設置した際は、使用人の任命、異動、評価、懲戒は監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。

8.取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は当社の業務または業績に与える重要な事項について監査役に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反および不正行為の事実、または当社に損害を及ぼす事実を知ったときは、遅滞なく報告するものとする。なお、監査役は必要に応じて取締役および使用人等に対し報告を求められることができる。監査役は監査部門と情報を共有し、会計監査人および社内の組織を利用して、取締役および使用人の業務の適法性・妥当性につき報告を行える体制とする。

監査役が取締役会その他社内会議に出席し、経営上の重要情報について適時報告を受けられる体制とするとともに、重要な議事録、稟議書は都度監査役に回覧するも

のとする。

9.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

社外監査役は、企業活動に対する意見が豊富な方に就任いただき、経営トップに対する独立性を保持しつつ、的確な業務監査が行える体制とする。

代表取締役と監査役会との定期的な会議を開催し、意見や情報の交換が行える体制とする。

以上